お知らせ

《募集》

平成19年度 香美市地域づくり振興助成事業 ～第２次募集～

地域の活性化のために「まちおこし」「人おこし」を推進することを目的として、団体やグループが行う事業に対して助成支援します。

【対象】自由な発想や創意工夫による積極的なまちづくり事業に取り組んでいる、または、取り組もうとする市内の団体・グループ。

【助成額】50万円（最高限度額）選考委員会で決定します。

※審査により決定した助成金総額が予算額を超える場合は、按分して助成する場合があります。

【募集締切日】９月28日（金）

【申込方法】事業申込書を企画課までご提出ください。

※申込書は、企画課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【申込・問い合わせ先】企画課　まちづくり推進係
☎53－3114

《相談》

子どもの人権110番

学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でもご相談ください。（※相談無料で、秘密は厳守します）

【実施日時】
・９月17日(月)～21日(金)
＝８時30分～19時
・９月22日(土)、23日(日)
＝10時～17時

【相談電話】
📠0120－007－110
※IP電話からは接続できません。

【問い合わせ先】高知地方法務局人権擁護課
☎088－822－3503

無料法律相談会

【日時】10月４日（木）
13時～16時

【場所】高知グリーン会館２階グリーンホール（高知市本町５－６－11）

【共催機関】高知弁護士会、高知地方法務局、高知地方・家庭裁判所

【問い合わせ先】高知地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係
☎088－822－0340

《お知らせ》

秋の全国交通安全運動が始まります

この運動は、市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上につとめるとともに、安全で安心な、人にやさしい交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止することを目的として実施されます。

実施期間中は、さまざまな団体が参加し、市内で街頭指導やドライバーサービスが行われる予定です。

【実施期間】９月21日(金)～９月30日(日)

【運動の基本】高齢者を交通事故から守ろう

【重点目標】
①夕暮れ時と夜間の歩行・自転車の交通事故防止に努めよう。
②シートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。後部座席もシートベルトをしめよう。
③飲酒運転を根絶しよう。

土佐山田郵便局からのお知らせ

これまで土佐山田郵便局をご利用いただきありがとうございました。

10月１日より、土佐山田郵便局は、民営化により次の二つの会社としてスタートしますが、引き続き郵便・貯金・保険のサービスをご提供させていただくとともに、地域のみなさまのお役に立てるよう、一層努力してまいりますので、これからもご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。（これまでと同じ店舗でご利用いただけます）

【土佐山田郵便局】…郵便（窓口でのサービス）、貯金、保険
☎53－3250

【郵便事業株式会社　土佐山田支店】…郵便（集荷、配達、再配達）
☎53－1388

有害鳥獣の予察駆除

市内の有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。農林作物被害の軽減を目的として、9月に市内一斉の予察駆除を実施します。

【予察駆除期間】
9月1日(土)～30日(日)
※特に土曜日・日曜日は駆除強化日としています。

【問い合わせ先】
・林政課（物部支所内）
☎58－3120
・香北支所業務管理課
☎59－2315
・農政課内林政課支所
☎53－1062

節水のご協力へのお礼

春から続いていた記録的少雨も、今夏の降る雨により何とか解消されました。皆さまのご協力により断水等がまぬがれましたことをお礼申し上げます。

山林の荒廃等による河川水の減少傾向は引き続いており、水道原水の確保は予断を許さない状況です。今後とも、節水へのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
水道課　☎53－1086

《イベント》第10回　レインボーコンサート2007

【日時】10月7日（日）
13時～15時30分
※満席の場合は入場できないことがあります。

【場所】
高知工科大学大講堂

【演奏】
・陸上自衛隊第14音楽隊
・高知工科大学吹奏楽部
・鏡野中学校吹奏楽部

【主催】
県防衛協会香美支部

年金だより　年金時効特例法が、平成19年7月6日に公布、施行されました

今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分に限ってお支払いしていましたが、今回の改正で、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額を支払いすることになります。

《対象となる方》

○すでに年金記録が訂正されている方

① 年金記録の訂正により年金が増えたが、過去の増額分は時効消滅により、直近の5年間分に限り年金をお支払いしていた方。

② 年金記録の訂正により、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになったが、過去の分は時効消滅により直近の5年分に限り年金をお支払いした方。

③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、その遺族の方。

○今後、年金記録が訂正される方

④ 今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、①～③と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方。

《必要な手続き》

○すでに、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します（平成19年9月～）ので、それで手続きをお願いします。また、その通知を待たずに、今すぐ手続きをしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所へ必要な書類をご提出ください。

○今後、年金記録が訂正される方は、記録の訂正にかかる手続き以外に特別な手続きは必要ありません。

※お問い合わせは、お近くの社会保険事務所、またはねんきんダイヤル（0570－05－1165）へ

休日・時間外の年金相談のお知らせ（9月）

第2月曜日は19時まで
9月10日（月）は、県内四つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。
また、高知東社会保険事務所（高知市桟橋）では、9月3日(月)・18日(火)・25日(火)も、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

第2土曜日は年金相談日
9月8日（土）は、県内四つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。